

阿見町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程第 2 条の規定に基づく情報通信の技術を利用する書類の提出方法について

阿見町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程（令和 5 年阿見町議会規程第 4 号。以下「規程」という。）第 2 条の規定に基づく「情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるもの」は、次のとおりとする。

規程第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるもの」は、規程に定める様式又は当該様式に準じた内容の電子ファイルを、次に掲げる通信手段を用いて議会事務局が管理する PC 端末又はタブレット端末に到達させる方法とする。

- (1) 電子メール
- (2) Wi-Fi, Bluetooth その他の無線機器による通信手段を用いた方法による議会事務局が管理するタブレット端末へのファイル転送
- (3) 議会事務局が管理するビジネスチャットツールを用いたファイル転送

（令和 5 年 6 月 6 日議長決裁）